

平成28年度

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

志摩市

1 趣旨

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、志摩市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出状況(鳥羽志摩南伊勢地域循環型社会形成推進地域計画による収集区分別発生量)

(1) 志摩市全域

(単位：t)

一般廃棄物の種類		発生量(見込)	計
資源	プラスチック製容器包装	326	2,387
	白色トレイ・発泡スチロール	12	
	ペットボトル	85	
	缶	91	
	びん	301	
	紙類	1,423	
	衣類・布類	128	
	乾電池・蛍光管	21	
不燃(金属系)		259	
不燃(ガラス・陶器類)		160	
粗大ごみ		61	
混合ごみ		558	
可燃ごみ		14,293	
集団回収		228	
合計		17,946	

4 処理主体

(1) 志摩市全域

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	処分	
			処理主体	処理方法
資源	衣類・布類	市	市	資源化
	その他の資源		鳥羽志勢広域連合	
不燃ごみ	もやせないごみ	市	鳥羽志勢広域連合	資源化
	ガラス・陶器類		市	埋立処分
もやせるごみ		市	鳥羽志勢広域連合	熔融処理
直接搬入ごみ ※1 (粗大ごみを含む)		排出者	鳥羽志勢広域連合	熔融処理、破砕 資源化
事業系ごみ		排出者	鳥羽志勢広域連合	熔融処理、資源化

※1 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日（祝日、年末年始【12月29日～1月3日】は除く）にエコフレンドリーはまじま及び大王清掃センターにて中継を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。

5 ごみ集積所

- ・ごみ集積所の維持管理は、設置している自治会で行う。共同住宅等に設置したゴミ集積所については、所有者又は管理者が行う。
- ・市民は、ごみや資源を排出するにあたり地域のごみ集積所の管理者と協議し、適正に排出するものとする。また、自らが利用する集積所を清潔に保つように努力すること。
- ・共同住宅等の入居者へのごみの排出方法の周知・啓発は、市及び当該共同住宅の所有者又は管理者が行う。

6 収集・運搬計画

(1) 志摩市全域

一般廃棄物の種類	収集頻度	収集・搬入等の方法
プラスチック製容器包装	月2回	集積所収集
白色トレイ・発泡スチロール	月1回	集積所収集
ペットボトル	月2回	集積所収集
缶	月2回	集積所収集
びん	月1回	集積所収集
紙類	月2回	集積所収集
衣類・布類	月1回	集積所収集
乾電池・蛍光管	月1回	集積所収集
もやせないごみ	月1回	集積所収集
ガラス・陶器類	月1回	集積所収集
もやせるごみ	週2回	集積所収集
直接搬入ごみ (粗大ごみを含む)	随時	排出者が処理施設に直接搬入
事業系ごみ	随時	排出者が処理施設に直接搬入

※1 資源は指定ごみ袋に入れる。ただし、その他の紙(雑がみ)以外の紙類・発泡スチロールはひもでしばって集積所に出す。

※2 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日(祝日、年末年始【12月29日～1月3日】は除く)にエコフレンドリーはまじま及び大王清掃センターにて中継を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。

※3 阿児町・磯部町の「プラスチック製容器包装」・「ペットボトル」・「缶」の収集日を「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」・「缶」に分けて収集日を設けている。

※4 集積所回収とは、定められた日時に、最寄りの集積所にごみを排出することである。

7 中間処理計画

(1) 中間処理の方法等

もやせるごみは、鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設「やまだエコセンター」において、溶融処理する。

資源は、原則やまだエコセンターにて破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留のうえ業者に委託し資源化するが、衣類・布類については阿児清掃センターにて選別のうえ業者に委託し資源化する。

(2) 中間処理施設の概要

①鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設

施設名	やまだエコセンター（高効率ごみ発電施設）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉
処理能力	95 t / 日

施設名	やまだエコセンター（リサイクルセンター）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
処理能力	47 t / 5h

8 最終処分計画

(1) 最終処分の方法等

不燃ごみのうち、もやせないごみについてはやまだエコセンターにて処理を行うが、やまだエコセンターで処理ができないガラス・陶器類については、浜島一般廃棄物最終処分場・大王一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

それぞれの最終処分場は適正に維持管理し、ごみ処理事業に支障をきたさないよう努める。浜島、大王、志摩一般廃棄物最終処分場は、埋め立て可能年度まで埋め立てを継続し、平成 25 年度末をもって埋め立てを終了した阿児、磯部一般廃棄物最終処分場については閉鎖に向けた手続きを行っていく。

(2) 最終処分場の概要

①供用中の最終処分場

施設名	志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（迫子）
所在地	浜島町迫子 752 番地
供用開始	昭和 63 年
埋立面積	10,010 m ²
埋立容積	46,500 m ³
埋立対象物	ガラス・陶器類

施設名	志摩市大王一般廃棄物最終処分場（新設区域）
所在地	大王町波切 2321 番地
供用開始	平成 18 年 3 月
埋立面積	5,580 m ²
埋立容積	33,100 m ³
埋立対象物	ガラス・陶器類

施設名	志摩市志摩一般廃棄物最終処分場
所在地	志摩町御座 1225 番地
供用開始	昭和 59 年（新設分・平成 8 年）
埋立面積	18,000 m ² （新設分・6,000 m ² ）
埋立容積	111,000 m ³ （新設分・37,000 m ³ ）
埋立対象物	ガラス・陶器類、焼却残渣

②閉鎖又は埋立の終了した処分場

施設名	志摩市大王一般廃棄物最終処分場（適正閉鎖区域）
所在地	大王町波切 2321 番地
供用終了	平成 18 年 3 月閉鎖
埋立面積	9,480 m ²
埋立容積	110,000 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（汐見成）
所在地	浜島町塩屋 646 番地
供用終了	平成 11 年 3 月埋立終了
埋立面積	5,420 m ²
埋立容積	48,000 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市阿児一般廃棄物最終処分場
所在地	阿児町鶴方 2637 番地 77
供用終了	平成 26 年 3 月埋立終了
埋立面積	12,700 m ²
埋立容積	82,500 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市磯部一般廃棄物最終処分場
所在地	磯部町山原 675 番地 2 他
供用終了	平成 26 年 3 月埋立終了
埋立面積	15,400 m ²
埋立容積	50,900 m ³
埋立対象物	—

9 ごみの資源化・減量化計画

(1) 啓発活動

ごみの資源化・減量化をさらに促進するため、平成 25 年 4 月から開始した新たな分別区分に基づく家庭用資源物とごみの分け方・出し方の徹底を積極的に啓発する。啓発は、各種団体へ出向いて説明会を開催することをはじめ、小学校をはじめとした市内教育機関での出前授業の実施、市役所 1 階のモニター、ケーブルテレビ、自治会への分別再確認のチラシの回覧、市ホームページ、広報誌掲載などあらゆる方法で実施していく。

分別方法の周知として、その他の紙(雑紙)の分別と事業者への取り組みとして市内のごみ袋を取り扱う大型店舗へ水切りの周知をお願いするチラシの配布を行なう。また、飲食店へ出向き水切りの更なる啓発を実施していく。

(2) 生ごみ減量化対策助成金の交付

電気式家庭用生ごみ処理機を購入した市内に在住する世帯主に対し助成する。1 世帯当りの助成対象機数は、5 年間で 1 基とし、購入金額(消費税除く)の 1/2 の額(限度額 3 万円)を予算の範囲内において交付する。ただし、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間においては、電気式家庭用生ごみ処理機の普及促進を目的とし、時限的に補助金額を購入金額(消費税除く)の 2/3 の額(限度額 4 万円)に引き上げている。

平成 28 年度は、助成制度の引き上げ最終年度であるため、啓発として広報しま、ケーブルテレビの文字放送等により年間の助成基数の拡大に努める。

(3) リサイクル事業奨励金の交付

対象者は、リサイクル事業推進団体登録書により団体登録を行なった営利を目的としない団体である。対象再生資源化物は、紙類(新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、シュレッダー紙等)、布類、缶類(アルミニウム缶、スチール缶)、ビン類(一升びん・ビールびん等)、ペットボトル等その他資源化物とし、再生資源化物の回収量 1 kg あたり 5 円、ビン類は 1 本あたり 3 円を限度に予算の範囲内において交付する。

また、広報しま等による奨励金制度の啓発を行い、市民のリサイクルへの意識を高め、リサイクル事業推進団体の増加を図り、廃棄物の発生抑制に努める。

(4) レジ袋有料化とマイバッグ持参運動の推進による家庭ごみ排出抑制

平成 21 年 1 月 23 日より 10 事業者 31 店舗において、ごみの減量、地球温暖化の防止（CO₂削減）に向け、市民・事業者・行政が協働して、有料化の手法を用いてレジ袋の削減に取り組んでいる。併せてノーレジ袋・マイバッグ持参運動の推進を図ることで、自らのライフスタイルを見直し、地球温暖化防止への関心、家庭ごみの排出抑制を図る。

(5) 家庭廃食油の回収事業による家庭ごみの減量

平成 20 年 7 月より市内の河川や英虞湾・的矢湾の水質保全や市民の資源循環型社会形成に向けた意識を高めることを目的として、一部地域において、家庭から排出される廃食油を回収して、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルする事業に取り組んでいる。家庭廃食油のリサイクルを推進することにより家庭ごみの減量を図る。

(6) 事業系ごみの減量化対策

平成 26 年度実績における事業系ごみの処理量は、4,509 トンで全処理量(18,559 トン)のうち約 24.3%を占めており、事業系ごみの減量化対策が課題である。この事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者等に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項の指示を検討する。

また、平成 26 年度から開始した事業系生ごみ減量化対策助成金について、市内事業者に制度の周知を図ることで、制度の利用を促進するとともに廃棄物の発生抑制を図る。

(7) 不法投棄の対策

不法投棄防止を目的として公共用地及び各自治会からの要望により、不法投棄の現場へ看板の設置を行なっている。

また、悪質な不法投棄の現場に平成 27 年度から監視カメラの設置を行ない、発生を抑止するよう講じている。

(8) ボランティアごみの処理について

ボランティアごみの処理については、事前に一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書、ボランティア清掃作業実施届出書を提出し、持込み手数料の免除を行なっている。

搬入方法については、市の分別方法を厳守し、事前に調整をした大王清掃センター、エコフレンドリーはまじま(数量によっては、浜島一般廃棄物最終処分場)又は志摩一般廃棄物最終処分場へ持ち込む。

(9) 天災・火災により発生した一般廃棄物の搬入について

風水害、地震等の天災又は火災により罹災した際に発生した一般廃棄物をやまだエコセンター及び志摩市の最終処分場(浜島・大王)に持込みを行なう場合は、事前に申請を行ない、鳥羽志勢広域連合及び志摩市の承認を受けることでごみ処理手数料の減免を行っている。

引取れるもの、引取れないものがあり、事前に美化衛生課への相談が必要となります。

10 ごみ処理施設の除却について

やまだエコセンターの稼働に合わせて、既存施設の閉鎖により不要となった焼却施設等を廃止、解体撤去するように努めます。

平成28年度は、磯部清掃センター、阿児清掃センター及び阿児最終処分場の建物の解体工事に向けた調査を実施します。

その他の焼却施設等については、解体計画の検討を行い順次解体していきます。